

くらしや仕事で不安や心配を抱えていませんか？

生活自立相談窓口

秘密厳守
相談無料

生活自立相談窓口では、減収や失業、債務、病気などにより、経済的な問題で困った方の相談に応じます。

あなたの抱えている問題や課題を整理し、どのような支援が必要かを一緒に検討し、支援の計画を立てます。必要な制度やサービスの利用調整なども行い、問題解決を目指します。



プライバシーが守れる部屋で、相談支援員があなたのお話を伺います。

家計改善のサポート

- 家計表の作成
- 法律相談（債務整理）
- 各種窓口同行
- 手続き支援
（税・国保・公共料金など）



就労のサポート

- 求人情報提供
- 履歴書、職務経歴書作成
- 面接対策
- 同行支援（ハローワーク等）



ハローワーク出張相談も利用できます。
（月2回、先着順）

こんな事例がありました

父親の年金と本人の就労収入で生計維持していた女性。父親が他界したことで生活が苦しくなり、転職もうまくいかず悩んで来所されました。相談支援員は諸手続きの状況を確認して各種申請のアドバイスや同行をしました。父親を亡くし不安定な女性の心に寄り添いながら一緒に課題整理を進め、貸付の利用や食糧支援も活用しました。女性は徐々に自信を取り戻し、就労支援により希望条件の職場に就職できました。現在は貸付の償還だけでなく、将来に備えた貯蓄も順調に継続できています。



フードドライブで助け合い

経済的に困窮していて緊急に食糧支援が必要な人にお渡しできるよう、食品の寄付を随時受け付けて「フードドライブ」を実施しています。ご家庭で使いきれない食品を、困窮者支援に役立てていただけませんか。詳しくは生活自立相談窓口までご連絡ください。

受付できる食品

- ①未開封のもの
- ②賞味期限まで2カ月以上のももの
- ③日本語の食品表示があるもの
- ④常温で保管可能なもの

受付できない食品

- ①開封されているもの
- ②生肉、魚介類、生野菜などの生鮮食品
- ③冷凍食品など常温で保存できないもの
- ④アルコール類（みりん、料理酒除く）
- ⑤賞味期限が明記されていないもの（塩、砂糖は除く）
- ⑥賞味期限が切れているか、2カ月未満のもの



連絡先 生活自立相談窓口(社協) TEL.0120-87-5417 ✉ info@shimasyakyo.or.jp